

福障施第 917 号
令和 8 年 3 月 11 日

障がい福祉サービス事業所 管理者 様
(就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援)
特定相談支援事業所 管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(福祉局障がい者部障がい施設福祉課)

就労選択支援対象者の就労支援アセスメント実施報告書の取扱いについて

平素より、福岡市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴い、令和 7 年 10 月より「就労選択支援」が開始されております。

この度、福岡市で支給決定を行った就労選択支援対象者に対するアセスメントの評価結果について、報告書様式を整備しましたので、その取扱いについて下記のとおり通知いたします。

記

1 報告書について

就労選択支援事業者は、福岡市で支給決定を行った利用者に対し、本人や家族との面談や作業場面等を活用して、障がいの種類及び程度、就労に関する意向及び経験、就労するために必要な配慮及び支援並びに適切な作業の環境等に関する事項や状況の整理（以下「アセスメント」という。）を行った場合、その結果を所定様式（添付資料 1）にて各区へ報告すること。

なお、本報告書は、就労選択支援利用後の利用サービス等を決定・申請するものではなく、アセスメントの結果、本人に適していると考えられる進路や今後の方向性について支給決定権者（区）に報告し、支給決定等の際の参考資料となるものであることに注意すること。

2 報告書提出期限等

提出期限：就労選択支援の利用終了後 14 日以内

提出先：各区の福祉・介護保険課または健康課（支給決定元）

提出方法：郵送または持参

3 適用日

令和 8 年 4 月 1 日以降に実施したアセスメント対象者分から

4 添付資料

(1) 【福岡市様式】就労選択支援対象者の就労支援アセスメント実施報告書

(2) 就労支援のためのアセスメントシート（((独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED))

(3) 就労支援のためのアセスメントシートの活用手引（((独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED))

(4) 就労選択支援の実施について（令和 7 年 3 月 31 障障発 0331 第 3 号）

(5) 就労選択支援実施マニュアル

5 担当・問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号福岡市役所行政棟12階

福岡市福祉局障がい者部障がい施設福祉課施設指導第1係

電話：092-711-4249／FAX：092-711-4818

E-mail：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp